

令和3年7月泉南市農業委員会定例会

令和3年7月9日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

(推進委員)

戎野 繁	吉積 弘行	角辻 健二
------	-------	-------

・欠席委員

(推進委員)

根岸 善洋	西浦 賢二	山本 芳男
-------	-------	-------

事務局 それでは定刻には少し早いですが、お揃いのようなので、ただ今より令和3年7月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については根岸委員、西浦委員、山本委員より欠席の届出が出ております。また、戎野委員については遅刻の届出が出ておりますので、現在の出席は2名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、ご苦勞様でございます。推進委員におかれましては緊急事態宣言により2か月ぶりの出席でございます。本日は足元の悪い中、泉南市農業委員会7月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、テレビや新聞などで報道されておりますように、梅雨前線の停滞により線状降水帯が発生し、各地で甚大な災害が起こっております。我々の泉州地域は幸いにも災害からは免れております。しかしながら、

会 長 日ごろから災害には十分に注意していただきたいと思います。

さてこの度、皆様のご協力により全国農業会議所から全国農業新聞の普及推進に成果を収めたという事で表彰状をいただきましたので、ご報告させていただきます。

本日は議案が3件、報告案件が1件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

最後に、コロナと暑くなりますので、熱中症には十分に気を付けていただきたいと思います。お待ちしております。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、13番 馬場委員、14番 田中一寿子委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和3年議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第18号2件について朗読する。議案第18号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきまして〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 先日、事務局の方と一緒に現地に行ってきました。サトイモと他にも色々と植えていました。特に問題ないです。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきまして池上委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 過日、事務局の方と一緒に現地確認いたしました。現場は果樹が植わっております。特に問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。議案第18号につきまして事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲渡人は、今年の5月に5筆の農地を相続された方です。5筆中4筆の農地については、既に知人に貸しており、ネギを栽培されています。当該農地については、借り手が無く思案しておりましたが、この度、譲受人に手を上げていただいたので所有権移転するものです。移転後は、小芋・枝豆などの野菜を耕作する予定です。

No. 2につきましては、平成30年7月に譲受人が購入し、その年の11月に譲渡人と農地交換した農地です。譲渡人と隣接する営農者との間でトラブルが起こり、営農が継続できなくなったため、譲受人が買い戻す事となり、所有権移転するものです。移転後は、ミカンと青ネギの栽培を行う予定です。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。ご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第18号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和3年議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 令和3年議案第19号1件について朗読する。議案第19号につま

事務局 して、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員 6月28日に事務局の方と現地確認をしました。こちらは未耕作地で、50cm位の草が生い茂っておりますが、近隣地は米を植えており、そこの間の2～3mは草刈りを行ってございました。近隣には迷惑のかからない様にされていくものと思います。ただし、この農地に至る道路が狭いのでそこが気になるなどは思っております。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第19号について補足説明させていただきます。譲受人は、企業主導型保育園を営む法人であり、現在使用している駐車場が手狭となっており、申請地を露天駐車場として整備するものです。駐車台数につきましては、従業員・保護者用併せて32台を駐車する予定です。路面排水については、申請地の中央にU-300側溝を設け、既設水路に接続し放流するものです。地元水利組合には協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より宅地造成許可も得られております。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 この案件に関して地区推進委員さん何か質問、意見ございませんか。

〇〇委員 この申請地への道は私の自宅の横の道になるのですが、ものすごく狭いです。広い道路に出るのも見通しが悪いので、通学の時が危ないんじゃないかと思えます。死角になるので、車が出てきたら下校の時に危ないのではと気になります。広い道は通学路になっています。

会長 駐車場というのは保育園の駐車場にすることですか。

〇〇委員 そうみたいです。以前に公園にすると聞いた事があるのですが。

会長 譲受人は建設会社ではないのですか。

〇〇委員 そうです。その建設会社が最近、第二阪和国道の交差点のそばに保育

〇〇委員 園を作ったんです。保育園のちびっこ広場にすると噂では聞いていたんですが、駐車場になるとの申請だったので。狭くて見通しが悪いので気になります。

会長 もう1つ気になるのは、駐車場としての雨水の排水は前の水路に落とすだろうと思いますが、この水路が第二阪和国道の側溝に入って〇〇の水路に入るんです。ですので、〇〇の水利組合の管理者に声がけだけでもしていただけたらと思います。今回の駐車場への転用というのであればいいのですが、譲受人が建設会社ということですので、将来的にどういった使い方をするかわからないという心配もあって。

事務局 ちなみに同意書をいただいているのは、〇〇水利組合です。組合長2名の印鑑をいただいています。

〇〇委員 ということは水利組合が承認しているという事ですね。

会長 とはいえ〇〇地区内だけの同意ですので。今回の場合ですと、排水は即、〇〇地区の水路に落ちていきますのでね。

事務局 そういった場合には地元の水利組合が水の流れを把握して判断していただかないといけません。地元の水利の同意があるという事は下流の水利の同意も得られているものという認識でいます。

〇〇委員 申請には大阪府の許可が先なんですよね。

事務局 それがないと許可は出せません。また、今回は大阪府建築指導室より宅地造成許可も得られております

〇〇委員 道幅がどれだけという規定はないんですね。

事務局 駐車場ですので、道幅の規定についてあまり聞いたことがないです。宅地でしたら建築確認基準等ありますが。道路の危険性については地元からカーブミラーの設置等を要望してもらえれば良いかと思います。

〇〇委員 農地法の許可基準に照らし合わせてどうなのかという事で判断する必要があると思います。先ほど出ておりましたそれぞれの理由は、他の行

〇〇委員 政で対応出来るものでしたら、例えば交通安全対策を要望するという対応になるのかと思います。そういった理由で不許可というのは理論上農業委員会としても苦しいのではないかと思います。それであれば、行政に交通安全対策を要請するという事を付け加えて許可するしかないかと思います。明確に農地法上不許可という事は難しいと思います。

会 長 書類的にも不備なく揃っていますので、反対する理由はないのですが。

〇〇委員 先日も通学中の事故というのがありましたからね。それを地元の人が心配しているんでしょうね。

会 長 地元説明会はありましたか？

〇〇委員 無いです。去年、時間帯で車両通行止めにしようという話もあったのですが。

〇〇委員 〇〇地区の皆さんにとって、前々からここは危ないという認識のようですので、区に要望して回覧なり掲示板で区民の皆さんに改めて注意喚起をお願いするという事と、保育園の方に危ないので必ず最徐行してもらうようお願いするという事はできないですか。

事務局 駐車場が出来たらこの出入り口は見にくいと思います。駐車場として整備された部分にミラーをつけないと職員や保護者の方が出にくいと思われそうですので、おそらく〇〇保育園が自主的にカーブミラーを自主的に設置するのではないかと思います。農業委員さんと現場確認に行った際も、何台か車が通っていましたし、ミラーがないと車がバックもしにくい状況でしたので。整備し始めてからでも地元と調整してミラーを設置してもらえよう話を持って行ってはどうですか。

会 長 許可しないわけにはいかないでしょうし、許可するとするなら意見書を付けてという事は出来ないですか。

事務局 意見書というのは付けにくいかと思います。造成許可なので指導もかからないです。

〇〇委員 造成だけで都市計画法にかからないという事であれば、指導もかから

〇〇委員 ないので、農業委員会から担当部局にそういった要請があるという事をお願いしておくぐらいしか仕方ないのではないですか。許認可に文書を付けてというのも農地法に照らし合わせて難しい話なので。カーブミラーの設置場所等あると思いますので、委員会からお願いをしておくという事でどうでしょうか。

会 長 この道路の幅員はどれくらいですか。

事 務 局 側溝を入れて3.95mです。

〇〇委員 実際は3メートルも無いです。乗用車が通って道幅いっぱいです。

事 務 局 一番狭いのが、推進委員さんの自宅の横の出入口の所だと思います。

〇〇委員 奥に行くほど広がっていきます。

会 長 反対側の出口だったら広いんですか。

〇〇委員 そうですね。

〇〇委員 一方通行にしないといけないような道ですよ。

会 長 〇〇推進委員、地元から要望出すという事は可能ですか。一度区長を交えて話しを聞いてみましようか。

〇〇委員 一方通行にしたら、それはまた地元の人が不便になってしまうので。

会 長 議案第19号に関しては地元から要望を出すか、出さないかを地元の区長並びに関係者を呼んで話を聞いて、納得のいくようなやり方をやっていただきたいと思いますので、結論を出さずに継続案件という事ではどうですか。

事 務 局 継続という事は、不許可もあり得る事も含むという話になりますので、それは農地法上どうかと思います。

〇〇委員 農地法の統一の見解の中で判断するものと、行政にお願いするものと

〇〇委員 を整理してやらないといけないと思います。継続になった理由を明らかにしてくれとなった場合、農地法と照らし合わせて整合性が取れていないという事にもなりますので。やみくもに延ばすというのではなく、なぜ継続なのかという理由を整理した形でやらないといけません。申請者に対して、継続理由をきちんと回答してあげないといけませんので、事務局の法律的な見解を示してください。

事務局 保育所に対して農業委員会から要望を伝えることもできますし、保育所を管轄している課から又は、交通の面から環境整備課の方からでも、行政の方から要望を伝えることは可能だと思います。ただ、農地法上で延ばす理由というのが見つかりません。

〇〇委員 行政の行政指導の範囲の事を農業委員会がそこまで踏み込んで良いのかという事です。

事務局 農地法上、申請者の書類で反故にする理由は何もありません。ただ安全面だけで延長させる権限は農業委員会にはありませんので出来ません。

〇〇委員 転用目的が露天駐車場となっていますが、大きい車で現実には通れないのに、駐車場でも良いという事ですか。

事務局 通れます。ただ、道が狭いというだけです。狭くても交通規制がかかっていないので、交通規制をかけるという事もできません。

〇〇委員 この案件とは関係なく、通学路だとしたら問題をないがしろにという事になりますので、区がどのように安全面に対応していくかという事になるんじゃないですか。今回の案件に農業委員会が道路の安全面まで含むことは出来ない。ですが、子供の安全とか車の通行に問題を抱えているのであれば、区が何らか対応を行政に要望しないと問題解決にならないと思います。これまでも安全面に問題があったのなら既にカーブミラーがついていないといけないはずです。

〇〇委員 里道は、農業用のトラクター以外は通りませんというような規定はないんですか。

〇〇委員 無いです。ここは市道です。市道認定している道でも今は幅員4mが

〇〇委員 必ず必要ですが、昔は理由があって4m未満で認定している道は沢山あるんです。その一つです。ここは里道のうえに市道認定していると思います。いわゆる赤線道で法定外公共物です。

〇〇委員 農業委員会に権限がなければ仕方ないんじゃないですか。

会 長 きちんと書類も揃って、議案に上がるという事は承認されるだけの材料があるというのはわかってはいるのですが。

事 務 局 交通安全面に関しては区です。区がどこまで言っているかですが。安全面は農業委員会の範囲からは外れています。

会 長 本当に子供の事を思っているのであれば、区の方からきちんとして欲しいと要望しているはずですが、それを言っていないというのは。我々としては事故が起こってからという事にならないようにと思っただけの事なのですが。

事 務 局 転用の許可申請については許可を出していただいて、別途、推進委員さんなり、会長から区長に話をして地元区から要望してもらわないと、交通安全面については農地法とは違う話なので。直接、要望を保育園の方に持って行ってもらった方がいいと思います。

会 長 では許可やむなしということですね。

会 長 それでは議案第19号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおりする許可することといたします。

なお、私と地元推進員の意見を区長ならびに関係者に申し伝える事とします。また、大阪府農業会議の方にも申し伝えておきます。

会 長 続きまして、令和3年議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第20号1件について朗読する。
議案第20号につきましては、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 6月30日事務局の方と現地を見てまいりました。①、③番については水をはっておりました。②番については、いちぢく④、⑤、⑥番はネギを植えておりました。管理が行き届いていると思います。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきまして〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 先週の金曜日に確認してまいりました。いずれも綺麗にトラクターで鋤いてまいりして、いつでも耕作できる状態です。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきまして〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 現地確認してまいりました。①番の三角地につきまして水菜を植えており、栽培後その草刈りの終了でした。あとの1筆はビニールハウスが4棟ありまして、1棟は耕運済み残り3棟は葉物野菜を生育中でした。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から補足説明させていただきます。
No. 1につきましては、借り手は、ネギを中心に栽培しており、認定農業者の認定を受けております。意欲、実績共に問題ないと考えられます。
No. 2につきましては、5月定例会にて審査され利用権の設定が行われた農地の近辺です。貸付けの意向があったため、その際の借り手である〇〇氏に声掛けをしたところ、今回の借り手と貸借を行うことになりました。借り手はこれまで親名義の農地で営農をしておりましたが、今後、経営を継承し、規模拡大を目指すにあたり自身の名義での貸借を行うこととなりました。年間農業従事日数は300日、主な経営作目は米と里芋です。

事務局 No. 3につきましては、借り手は水菜や小松菜等のベビーリーフの栽培を主な事業としている農地所有適格法人であります。①、②の農地では今後どちらもベビーリーフ、水菜、小松菜等を栽培する予定です。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第20号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第20号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして、令和3年報告第13号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和3年報告第13号1件について朗読する。
報告第13号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。6月11日宮内委員と現地確認を行っております。この農地では、水稻を行ってまいりました。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。

会 長 特に発言がないようですので、以上で報告第13号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして7月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、8月6日（金）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時40分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年7月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____